

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年12月17日

葛飾区長

葛飾区条例第63号

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

葛飾区旅館業法施行条例（平成24年葛飾区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（申請書の添付書類）

第 2 条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第 1 条第

1 項の申請書には、同条第 2 項に掲げる書類のほか、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付しなければならない。

第 5 条第12号を削る。

第 7 条に次の 5 号を加える。

(3) 旅館業の施設には、宿泊者が滞在する間において、営業従事者を常駐させ、衛生管理及び感染症が発生したときその他緊急を要するときにおける迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

(4) 旅館業の施設又は営業者の事務所には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載すること。

(5) 宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。

(6) 苦情又は問合せ（以下この号において「苦情等」という。）があった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備すること。この場合において、苦情等を受けた日並びに当該苦情等の内容及び対応の記録を作成し、その記録を作成した日から3年間保存すること。

(7) 宿泊者が滞在する間において、規則で定めるところにより、営業従事者に施設及びその周辺を定期的に巡回させ、衛生管理を行うとともに、必要に応じて宿泊者の安否確認及び周辺地域の生活環境への悪影響の防止を行うこと。

第8条第2号に次のように加える。

ウ 出入口は、鍵をかけることができるものであること。

第8条第7号中「便所は、次の」を「便所（第10号に規定する便所を除く。）は、次の」に改め、同条に次の2号を加える。

(9) 規則で定める基準に適合した営業従事者が常駐できるための設備を設けること。

(10) 営業従事者が使用するための次に掲げる基準に適合する便所を設けること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 営業従事者の利用しやすい位置に設けること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

第9条第2項及び第10条第2項中「第8号」を「第10号」に改める。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（措置命令）

第13条 区長は、第7条の規定に違反した者に対して、その是正に必要な措置を命ずることができる。

（公表）

第14条 区長は、前条の規定による命令に従わない者について、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 営業者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第 7 条第 3 号（営業従事者の常駐に係る部分に限る。）並びに第 8 条第 2 号ウ、第 9 号及び第10号（第 9 条第 2 項及び第10条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の建替え（現に存する旅館業法第 3 条第 1 項の許可に係る営業施設を除却するとともに、当該許可に係る営業施設を新たに建築することをいう。）をする場合は、この限りでない。